

正しく知ろう！柔道整復師（整骨・接骨院）のかかり方

柔道整復師の施術は、国民健康保険の使える範囲が限られているので注意してください。

柔道整復師にかかる際の注意

● 負傷原因を正確に伝えましょう

どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労働・通勤災害の場合は、原則として医療保険は適用されません。



● 療養費支給申請書の内容を確認してから、委任欄に署名しましょう

負傷名や施術内容、回数、支払った金額などを確認しましょう。

利用者の署名がある場合だけ、国民健康保険から療養費が支払われます。



● 領収証は必ず受け取りましょう

領収証を保管しておき、市から照会文書や医療費通知が届いたら、実際に支払った額と間違いがないか確認してください。金額などに相違があった場合は、必ず連絡してください。

医療保険が適用される施術

- 打撲、捻挫、肉離れなど
- 応急処置で行う骨折・不全骨折・脱臼
- 医師の同意のある骨折・不全骨折・脱臼
- 負傷原因がはっきりしている筋違い、ぎっくり腰など

医療保険が適用されない施術（全額自己負担）

- 慢性的な肩こりや筋肉疲労
- スポーツによる筋肉疲労
- 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなどが原因の痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 病院、診療所などで現在、治療中の負傷
- 労災保険が適用される仕事や通勤途上の負傷



市では、療養費支給申請書の内容（施術内容）を確認するため、被保険者に照会文書を送付する場合があります。照会があった場合は、回答書の提出をお願いします。



問合せ 保険年金課（内線2116）

ひとり親家庭の資格取得などを支援

ひとり親家庭の親の資格取得支援

◆ 自立支援教育訓練給付金

医療事務や介護職員初任者研修など、市が指定した講座を修了した場合に支給します。

受講を申し込む前に相談してください。

対象 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定などを受けているひとり親世帯

支給額 支払った受講費用の60%（一般・特定教育訓練の限度額は20万円、専門教育訓練の限度額は修学年数×40万円で上限160万円）

* 対象講座の受講費用が2万円を超えない場合は支給されません。

* 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がある方は、その支給額との差額分を支給します。

* 専門実践教育訓練給付の指定講座修了後1年以内に資格を取得し、就職などした場合は受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給します。

◆ 高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士、介護福祉士、歯科衛生士などの養成機関で6カ月以上の課程を修業する場合に支給します。講義が始まる前に相談してください。

* 北海道母子寡婦福祉連合会が実施する「高等職業訓練促進資金貸付事業」も申請できます。

対象 児童扶養手当を受けているか、同等の所得水準にあるひとり親世帯

支給額 月額7万500円か10万円

* 最後の12カ月は4万円の増額になります。

* 住民税の課税状況により支給額が異なります。

ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験合格支援

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、支払った受講費用の一部を支給します。

講義が始まる前に相談してください。

対象 次のいずれにも該当する方

● 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定などを受けている

● 高等学校等就学支援金制度の対象にならない

● 合格することが適職に就くために必要であると認められる

内容・支給額



	通信制	通学か、 通学と通信制併用
① 受講開始時給付金	受講費用の40% (限度額10万円)	受講費用の40% (限度額20万円)
② 受講修了時給付金	受講費用の10% (①と合わせて限度額12万5,000円)	受講費用の10% (①と合わせて限度額25万円)
③ 合格時給付金	受講修了後2年以内に全科目合格した場合、受講費用の10% (①・②を合わせて限度額15万円)	受講修了後2年以内に全科目合格した場合、受講費用の10% (①・②を合わせて限度額30万円)

問合せ 子ども家庭課（内線2214）